

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団										
 キャン☆ドゥ 毎度ありがとうございます 100円SHOP キャン☆ドゥ 池袋サンシャイン通り店 TEL: 03-5396-1135 2018年 1月15日(月) 18:34 No:0003 4521006337465 カラー封筒長形3号 13枚入: P 単108× 4個 内 ¥432 <table border="0"> <tr><td>小 計</td><td>¥432</td></tr> <tr><td>内税対象額</td><td>¥432</td></tr> <tr><td>(消費税等内税)</td><td>¥32)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥432</td></tr> <tr><td>(内消費税等)</td><td>¥32)</td></tr> </table> お預り ¥432 (消費税等 ¥32)  a2018011500037965a 従業員:00248344: XXXXXXXXXX 取引No7965 4点買  領 収 書 池袋マルイ店 1527 TEL03-5944-8889 12/4 82609 2018/01/15(月) 19:44 / カラー封筒長形3号 432 合計 ¥432 4点 (内、消費税等 32) クレジット ¥432 商品不良は返品・交換承ります。 お客様ご都合の場合レシートと商品 (開封済とお客様注文除く)を下記 期間内にお持ちください。 <返品・交換期間> 雑貨 2018/01/15~2018/02/15 食品 2018/01/15(※) ※店外に出られていない場合に限る  アルバイト パート募集中! 私たちと一緒に楽しく お仕事をしませんか? QRコード Webまたはお電話で お気軽にどうぞ。				小 計	¥432	内税対象額	¥432	(消費税等内税)	¥32)	合計	¥432	(内消費税等)	¥32)
小 計	¥432												
内税対象額	¥432												
(消費税等内税)	¥32)												
合計	¥432												
(内消費税等)	¥32)												

2/4

864A

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団																																				
モテム基本利用料 (12月分) 5400円 預込手数料 216円 MIZUHO みずほ銀行 ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">お取引日</td> <td colspan="2">振込・振替先の口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30-1-16</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>店番号</td> <td>C</td> <td>お取引口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>お取引後残高</td> <td>お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>**216*****</td> <td>*****5.400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引内容</td> <td colspan="2">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電信振込</td> <td colspan="2">*****</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>利用手数料</td> <td>お取扱店番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1211</td> <td>***0-023000-10500055</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 裏面にくみずほへからのお知らせがあります。 預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ トシマケーブルネットワーク (カ 様 74827 ミンシユネットトシマクギタ ソ 様 03-3981-1111				お取引日		振込・振替先の口座番号		30-1-16				店番号	C	お取引口座番号		振込手数料	お取引後残高	お取引金額		**216*****	*****5.400			お取引内容		お取引後残高		電信振込		*****		時刻	利用手数料	お取扱店番号		1211	***0-023000-10500055		
お取引日		振込・振替先の口座番号																																					
30-1-16																																							
店番号	C	お取引口座番号																																					
振込手数料	お取引後残高	お取引金額																																					
216***	*****5.400																																						
お取引内容		お取引後残高																																					
電信振込		*****																																					
時刻	利用手数料	お取扱店番号																																					
1211	***0-023000-10500055																																						

0133

NO. 74827

請求書No. SEG17-2-460
発行日 2017年 12月 26日

〒171-0021
東京都豊島区西池袋5-18-
第3愛和ビル7F
豊島ケーブルネットワーク株式会社
営業管理部 業務グループ

下記の通り、ご請求申し上げます。

摘	要	数 量	単位	単価（税込）	金 額（税込）
モデム基本利用料	120M （2017年12月分）	1	台	5,400	5,400
請求金額		(円)		/	5,400

お支払条件 振込

お支払期限 2018年 1月 31日

お振込み先 豊島ケーブルネットワーク株式会社

※お振込み手数料はご負担願います。
※お振込みの際、お名前の前に 74827 と入力をお願い致します。

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領収書 管理No. 0233-409-0003442 伝票No. 0233-409-040852 発行日: 2018年01月18日 内訳 現金 ¥2,926 <u>¥2,926</u> (内消費税 ¥216) 但し <u>ひさびさ</u> 代として。 上記の金額正に領収いたしました。 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1-1 ※印刷面を内側に折って保管願います。 印 印紙税申告納 付につき高崎 税務署承認済  B0233409040852B 5240828018 U3STD16GK 16G 万葉JAEJ 1:持帰 外08 ¥1,670 5240821019 U3STD8GU 8GB 万葉JAEJ 1:持帰 外08 ¥1,040			

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">お買上日</td> <td>2018/01/28</td> </tr> <tr> <td>担当者No</td> <td>52378</td> </tr> <tr> <td>シジNo</td> <td>006/0631</td> </tr> <tr> <td>取引No</td> <td>8510</td> </tr> </table> 領 収 証 ¥842- (内、消費税等 ¥62) お品物 () 代として 上記正に領収致しました。 (株)ビックカメラ ビックカメラ池袋東口カメラ館 電話番号 03-3988-0002 ¥842 様				お買上日	2018/01/28	担当者No	52378	シジNo	006/0631	取引No	8510										
お買上日	2018/01/28																				
担当者No	52378																				
シジNo	006/0631																				
取引No	8510																				
-----お知らせ----- ★印の付いている商品は セルフメディケーション税制対象商品です																					
ご存知ですか？ セルフメディケーション税制 印はこちら セルフメディケーション (税) 控除 対象  QRコード																					
18年01月28日 13:18 006/0631 8510 52378 販売員: 52378																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">4562131645063 SDL00864</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">¥780</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">¥842</td> </tr> <tr> <td>SDカード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P.10=842</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">¥842</td> </tr> <tr> <td>(内、消費税等</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥62)</td> </tr> <tr> <td>点数 1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				4562131645063 SDL00864	¥780	¥842	SDカード			P.10=842			合 計		¥842	(内、消費税等		¥62)	点数 1		
4562131645063 SDL00864	¥780	¥842																			
SDカード																					
P.10=842																					
合 計		¥842																			
(内、消費税等		¥62)																			
点数 1																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">お支払い</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">¥842</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td style="text-align: right;">¥1,000</td> </tr> <tr> <td>釣銭</td> <td style="text-align: right;">¥158</td> </tr> </table>				お支払い	¥842	現金	¥1,000	釣銭	¥158												
お支払い	¥842																				
現金	¥1,000																				
釣銭	¥158																				

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙 村上のり子

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団

領収証

領収証No.20180208-00178
2018年02月08日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 村上 典子 様

お電話番号 4543735

ご契約者名 村上 典子 様

日立キャピタルNBI株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領収金額	領収日
5565 円	2018年01月29日

金融機関 (又はお振込) 金融機関	
金融機関名 支店番号 口座番号 口座名義	あけみ 乃々

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。

№	契約年月	契約番号	代表物件	名目数	残高数	支払金額(税込)円	明 細 リース料 (又は賦払金)	事務手数料
1	2014年03月	1029-7885-3400-00	複合機	47	13	5565	5300	0
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
						円 5565	円 5300	円 0

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

$$\times \frac{1}{2} = 2782$$

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団

No. 1802021

領 収 書

入金先 村 上 の り こ 様

★

¥16,200

但 ホームページ保守管理料(2018年1月～2018年3月)

入金日

平成30年1月31日

銀行振込

内訳

税抜金額	15,000
消費税額等(8%)	1,200

東京都千代田区一番町4番22

株式会社 VoiceJapan

代表取締役 高橋 茂

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙 村上のり子

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

領 収 証

村上典子 様

No 7288748

2018年 2月 6日

金額	¥	1	1	0	2	6	0
----	---	---	---	---	---	---	---

レジNo 2113

取引No 9110

消費税等 8167 円含まれております。

但し、FSC®ITPC(2CC07AAAAAB)がルミナリアソフト代として
上記金額正に領収致しました。

株式会社 ビックカメラ

お支払の内訳

現金
クレジットカード
デビット
商品券
ギフトカード
電子マネー
その他()
ポイント

収入印紙添付欄
税抜金額(要消印)
・5万円未満 非課税
・100万円以下 200円
・200万円以下 400円
クレジットカード
印紙不要

取扱者



- | | |
|---|---|
| ☐ 池袋本店 03(5396)1111 | ☐ ラゾーナ川崎店 044(520)1111 |
| ☐ 池袋東口店 03(5956)1111 | ☐ 豊橋大野店 0466(29)1111 |
| ☐ 池袋西口店 03(3988)0002 | ☐ 柏崎店 042(701)1111 |
| ☐ 池袋南口店 03(5960)1111 | ☐ 柏崎東口店 04(7165)1111 |
| ☐ 池袋北口店 03(5326)1111 | ☐ 柏崎西口店 047(460)1111 |
| ☐ 池袋南口店 03(3226)1111 | ☐ 柏崎南口店 029(303)1111 |
| ☐ 池袋東口店 03(5312)1111 | ☐ 柏崎北口店 025(248)1111 |
| ☐ 池袋西口店 03(5466)1111 | ☐ 柏崎南口店 053(455)1111 |
| ☐ 池袋南口店 03(3477)0002 | ☐ 柏崎西口店 052(459)1111 |
| ☐ 池袋北口店 03(5221)1111 | ☐ 柏崎東口店 052(569)1111 |
| ☐ 池袋南口店 03(6230)1111 | ☐ JR京都駅店 075(353)1111 |
| ☐ 池袋北口店 03(6260)8111 | ☐ JR京都駅店 06(6634)1111 |
| ☐ 池袋南口店 042(548)1111 | ☐ JR京都駅店 06(6631)1111 |
| ☐ 池袋東口店 042(645)1111 | ☐ JR京都駅店 086(236)1111 |
| ☐ 池袋西口店 042(310)1111 | ☐ JR京都駅店 082(506)1111 |
| ☐ 池袋南口店 048(647)1111 | ☐ JR京都駅店 092(732)1112 |
| ☐ 池袋北口店 045(320)0002 | ☐ JR京都駅店 092(732)1111 |
| ☐ 池袋東口店 045(478)1111 | ☐ JR京都駅店 099(814)1111 |
| ☐ 池袋西口店 | ☐ JR京都駅店 011(261)1111 |

(注) 本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

18/2/6

27

4

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団																																				
MIZUHO みずほ銀行 ご利用ありがとうございます。 内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 <table border="1"> <tr> <td>お取引日</td><td colspan="3">30--2-14</td></tr> <tr> <td>店番号</td><td colspan="3">[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>お取引口座番号</td><td colspan="3">[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>振込手数料</td><td>万円</td><td>五千円</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>振込手数料</td><td>216</td><td colspan="2">*****5,400</td></tr> <tr> <td>お取引内容</td><td colspan="3">電信振込</td></tr> <tr> <td>お取引後月</td><td colspan="3">*****</td></tr> <tr> <td>時刻</td><td>利用手数料</td><td colspan="2">お取引店番号</td></tr> <tr> <td>0937</td><td>***0</td><td colspan="2">023000-10500008</td></tr> </table> 他袋 預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ [REDACTED] トシマケーブ*ルネットワーク (カ 様 74827ミンジュネットトシマクキ*タ* ソ 様 03-3981-1111 → 裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。 モテム基本料 (1月分) 5400円 〒△子料 216円				お取引日	30--2-14			店番号	[REDACTED]			お取引口座番号	[REDACTED]			振込手数料	万円	五千円	千円	振込手数料	216	*****5,400		お取引内容	電信振込			お取引後月	*****			時刻	利用手数料	お取引店番号		0937	***0	023000-10500008	
お取引日	30--2-14																																						
店番号	[REDACTED]																																						
お取引口座番号	[REDACTED]																																						
振込手数料	万円	五千円	千円																																				
振込手数料	216	*****5,400																																					
お取引内容	電信振込																																						
お取引後月	*****																																						
時刻	利用手数料	お取引店番号																																					
0937	***0	023000-10500008																																					
2140																																							

※お振込み手数料はご負担願います。
※お振込みの際、お名前の前に 74827 と入力をお願い致します。

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">お買上日</td> <td>2018/02/17</td> </tr> <tr> <td>担当者No</td> <td>53379</td> </tr> <tr> <td>レシNo</td> <td>007/0792</td> </tr> <tr> <td>取引No</td> <td>6104</td> </tr> </table> 領 収 証 ¥2,278- (内、消費税等 ¥168) お品物 () 代として 上記正に領収致しました。 (株)ビックカメラ ビックカメラ豊島本店 電話番号 03-5336-1111 様 アプリから店舗の在庫を確認できます！ 18年02月17日 12:26 007/0792 6104 53379 販売員 : 53379 4984824920743 RPSDLO2GJ1K SDカード ¥1,130 ¥1,220 P_10=1,220 4562131647739 SDAR40N066 SDカード ¥980 ¥1,058 P_10=1,058 合 計 ¥2,278 (内、消費税等 ¥168) 点数 2 お支払い ¥2,278 現金 ¥5,000 釣銭 ¥2,722				お買上日	2018/02/17	担当者No	53379	レシNo	007/0792	取引No	6104
お買上日	2018/02/17										
担当者No	53379										
レシNo	007/0792										
取引No	6104										

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

納付書兼
領収証書

公 28

振替口座			
加 入 者	豊島区会計管理者		
年 度	29	会 計	一般会計
款 項 目 節 細 節 細々節 事 業	19 諸収入 06 雑入 06 雑入 23 雑入 05 負担金		
金額	¥ 14,410 円		
納 入 者 住 所 氏 名	民主ネット豊島区議団 幹事長 永野 裕子		
上記の金額を納付してください。 平成 30 年 1 月 15 日 納付目的 印刷機使用費用 (平成29年10月31日現在)			
発行者 職氏名	豊島区長 高野 之夫		
納付期限	平成 30 年 2 月 2 日		
納付場所	豊島区指定金融機関 (区役所派出所を含む) 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 豊島区金銭出納員		
担 当 課	750500 議会総務課		

(納入者保管用)

コピー代

上記の金額を領収しました。

領収日付印

出納
みずほ銀行
30. 2. 21
池袋支店

29 豊議発第742号

平成30年1月15日

民主ネット豊島区議団
幹事長 永野 裕子 様

豊島区長 高野 之夫

印刷機使用に係る費用負担について

「議会印刷室の印刷機使用に係る経費負担に関する規程」(平成27年3月18日議会議長訓令甲第2号)により、下記のとおり印刷機使用費用の納入をお願いいたします。

記

1、費用の金額 ¥ 14,410

(内訳) フルカラー印刷 @3円×678枚=2,034円

モノクロ印刷 @2円×6,188枚=12,376円

(平成29年10月1日～平成29年12月31日の間の使用分)

2、納入期限 平成30年2月2日(金)

3、納入方法及び納入場所

本通知に添付する納付書により下記の金融機関等で納入してください。

- ① 都内の銀行・信用金庫・信用組合で豊島区指定金融機関
- ② 東京都、山梨県及び関東各県所在の郵便局
- ③ 区役所内豊島区指定金融機関派出所
- ④ 豊島区議会事務局議会総務課

ご不明なことがございましたら、下記担当へお問合せ願います。

(担当)

区議会事務局議会総務課

電話03-3981-1441

2A

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領収書 毎度ありがとうございます 様		領収書 20 ⁰ 毎度ありがとうございます 様	
[証紙切手引受] 第一種定形外(規格内) 156.0g @250 6通 ¥1,500		[証紙切手引受] 第一種定形外(規格内) 156.0g @250 6通 ¥1,500	
小 計 ¥1,500		小 計 ¥1,500	
郵便物引受合計通数 6通 課税計 ¥1,500 (内消費税等 ¥111) 非課税計 ¥0		郵便物引受合計通数 6通 課税計 ¥1,500 (内消費税等 ¥111) 非課税計 ¥0	
合計 ¥1,500 お預り金額 ¥2,000 おつり ¥500		合計 ¥1,500 お預り金額 ¥2,000 おつり ¥500	
印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済 		印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済 	
〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 取扱日時：2018年 2月26日 16:56 担当：[redacted] 発行No. 180226A1299 端N37箱01 連絡先：豊島要町一郵便局 TEL:03-3973-1505		〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 取扱日時：2018年 2月26日 16:56 担当：[redacted] 発行No. 180226A1299 端N37箱01 連絡先：豊島要町一郵便局 TEL:03-3973-1505	

資料郵送

4

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙 2月 大谷

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

領 収 証

大谷 様 30 年 2 月 27 日

★ ¥15,557

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

事務用品・文具

東京

東京都北区西ヶ原5-3-1
TEL 3910-5377
FAX 3910-5378

東京
文具
印

コクヨ ヴケ-1048

タックシール 1000円×4
チャック付書類袋 780
クリアホルダー 220×2=440円
電卓 1370
蛍光ペン 150×2=300
ボールペン 150×2=300
のり 120
ふせん 7.5cm×7.5cm 280
" 7.5cm×5cm 250
封筒 680
" 275
" 350
ファイル SD破 320
" 230
ソフトケース 書類入
シャープペン 2400
" 芯 200

文具入引金 2278

合 12295 { 13279 + 2278 = 15557 円
税 984

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰ってください。

お取引日	振込・振替等の口座番号
30--3--5	
店番号	お取引口座番号
振込手数料 お取引金額 5千円 千円	お取引金額
216***5,400	
お取引内容	お取引後残高
電信振込	*****
時刻	利用手数料
1450	023000-10500064

預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ

トシマケーブ*ルネットワーク (カ 様
74827ミンシュネットトシマクキ*タ
ン 様
03-3981-1111

3629

モテム 其年利用料
2月分 5400円

フィードバック料 216円

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

※お振込み手数料はご負担願います。
※お振込みの際、お名前の前に 74827 と入力をお願い致します。

平成29年度 政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領 収 証 2018年3月5日(月) 民主ネット豊島区議団 様 合 計 ￥56,160- 但し タブレット購入代金 クレジット収分内分として 上記金額領収致しました ドコモショップ池袋駅南口店 東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル2F TEL 0120-401-360 1131-0001-3298 担当 XXXXXXXXXX			

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

3月 大谷

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領 収 証 ビックカメラ ビックカメラ 池袋本店 電話番号 03-5396-1111			
様			
¥38,716- (内、消費税等 ¥2,867-)			
お品物 () 代として 上記正に領収致しました。			
アプリから店舗の在庫を確認できます！			
2018/03/11/18:18 レジNo007/0732 取引No3425 販売員28100/			
4549077888532 KXP FAX ¥31,810 ¥34,354 P_10=34,354 4951241133360 F... デジカメ ¥1,64x2 ¥3,628 (¥1,680x2) P_10=3,628 4966307218226 P...1523WH ¥734 P_10=734 合計 ¥38,716 (内、消費税等 ¥2,867) 点数 4			
お支払い ¥38,716 現金 ¥40,016 釣銭 ¥1,300			

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

納付書兼
領収証書

公 28

振替口座			
加入者	豊島区会計管理者		
年 度	29	会 計	一般会計
款 項 目 節 細 節 細々節 事 業	19 諸収入 06 雑入 06 雑入 23 雑入 05 負担金		
金額	¥ 7, 272 円		
納入者住所氏名	民主ネット豊島区議団 幹事長 永野 裕子		
上記の金額を納付してください。 平成 30 年 3 月 6 日 納付目的 会派控室テレビNHK受信料 (平成29年度)			
発行者	豊島区長		
職氏名	高野 之夫		
納付期限	平成 30 年 3 月 26日		
納付場所	豊島区指定金融機関 (区役所派出所を含む) 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 豊島区金銭出納員		
担当課	750500 議会総務課		

(納入者保管用)

上記の金額を領収しました。

領収日付印

出 納
みずほ銀行
30. 3. 12
池 袋 支 店

29 豊議発第 904 号
平成 30 年 3 月 6 日

民主ネット豊島区議団
幹事長 永野 裕子 様

豊島区長 高野 之夫

会派控室テレビの NHK 受信料に係る費用負担について

会派控室に設置しているテレビの NHK 受信料については、平成 27 年 3 月 31 日の正副幹事長会において、各会派で費用負担をすることが決定しています。このことに基づき、平成 29 年度分 NHK 受信料について、下記のとおり納付していただきますようお願いいたします。

記

1、平成 29 年度分 NHK 受信料額 ¥7,272 円

2、納入期限 平成 30 年 3 月 26 日（月）

3、納入方法及び納入場所

本通知に添付する納付書により下記の金融機関等で納入してください。

- ① 都内の銀行・信用金庫・信用組合で豊島区指定金融機関
- ② 区役所内豊島区指定金融機関派出所
- ③ 豊島区議会事務局議会総務課

4、その他

NHK 受信料は、毎年度 3 月に 1 年分をまとめて納付書を各会派に送付させていただきます。

ご不明なことがございましたら、下記担当へお問合せ願います。

（担当）

区議会事務局議会総務課

電話 03-3981-1441

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

納付書兼
領収証書

公 28

振替口座	[REDACTED]		
加 入 者	豊島区会計管理者		
年 度	29	会 計	一般会計
款 項	19 諸収入		
目 節	06 雑入		
目 節	06 雑入		
目 節	23 雑入		
目 節	05 負担金		
細 節			
細々節			
事 業			
金額	¥ 4, 5 2 4 円		
納 入 者	民主ネット豊島区議団		
住 所 名	幹事長 永野 裕子		
氏 名			
上記の金額を納付してください。			
平成 30 年 3 月 7 日			
納付目的 印刷機使用費用（平成30年1月～2月分）			
発行者	豊島区長		
職氏名	高野 之夫		
納付期限	平成 30 年 3 月 26 日		
納付場所	豊島区指定金融機関 （区役所派出所を含む） 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 豊島区金銭出納員		
担 当 課	750500 議会総務課		

(納入者保管用)

上記の金額を領収しました。

領収日付印

出納

みずほ銀行

30. 3. 12

池袋支店

29 豊議発第915号

平成30年3月 7日

民主ネット豊島区議団
幹事長 永野 裕子 様

豊島区長 高野 之夫

印刷機使用に係る費用負担について

「議会印刷室の印刷機使用に係る経費負担に関する規程」(平成27年3月18日議会議長訓令甲第2号)により、下記のとおり印刷機使用費用の納入をお願いいたします。

記

1、費用の金額 ¥ 4, 524

(内訳) フルカラー印刷 @3円×452枚=1,356円

モノクロ印刷 @2円×1,584枚=3,168円

(平成30年1月1日～平成30年2月28日の間の使用分)

2、納入期限 平成30年3月26日(月)

3、納入方法及び納入場所

本通知に添付する納付書により下記の金融機関等で納入してください。

- ① 都内の銀行・信用金庫・信用組合で豊島区指定金融機関
- ② 東京都、山梨県及び関東各県所在の郵便局
- ③ 区役所内豊島区指定金融機関派出所
- ④ 豊島区議会事務局議会総務課

ご不明なことがございましたら、下記担当へお問合せ願います。

(担当)

区議会事務局議会総務課

電話03-3981-1441

個人別利用枚数（平成30年1月～2月分）

民主ネット豊島区議団

	モノクロ・2色(枚)	フルカラー(枚)	合計(枚)
村上典子議員	525	239	764
永野裕子議員	590	1	591
藤本きんじ議員	72	5	77
大谷洋子議員			0
山口菊子議員	81	146	227
事務員(民主ネット)	316	61	377
合計	1,584	452	2,036

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

大谷

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------



〒170-0003

豊島区駒込3丁目5-2-302

大谷 洋子 様



018033201074025879

発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0800-333-0031

受付時間 9:00~20:00

〒170 豊島区東池袋3-16-3

-0013 アーバンネット池袋ビル

8515A01040001-000018

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等

年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2017年 7月分	10,550円	2017年 7月31日	ドコモご利用分
2017年10月分	10,547円	2017年10月31日	ドコモご利用分
2017年12月分	10,598円	2018年 1月 4日	ドコモご利用分
2018年 1月分	20,053円	2018年 1月31日	ドコモご利用分
2018年 2月分	14,402円	2018年 2月28日	ドコモご利用分
合計	66,150円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2018年 3月28日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領 収 証  ビックカメラ ビックカメラ 本店パソコン館 電話番号 03-5956-1111			
<u>民主ネット豊島区議団様</u>			
¥206,268- (内、消費税等 ¥15,279-)			
お品物 (<u>PC</u>) 代として 上記正に領収致しました。			
アプリから店舗の在庫を確認できます！			
2018/03/29/20:34 レジNo021/2152 取引No9402 販売員76579/			
***配送 ***配送 伝票番号 #16277463 4547608251761 PRX73FBRBEA エル イヤIH @¥182,440 ¥197,035 東芝新生活応援値引き 32243 値引 ¥-8,640 区0021 P_10=188,395 9760043112979 ウィズル スターカード 同時3 ウィズル @¥12,780 ¥13,802 区0021 P_10=13,802 4953103306622 HFDAU3032GG0 USBメモリ @¥3,770 ¥4,071 区0021 P_10=4,071 合計 ¥206,268 (内、消費税等 ¥15,279) 点数 3			
会社22 IC口座3302 ホ1回 承認 0054771 伝票94020 A0000000651010 1A 0			
お支払い ¥206,268 VIEW(BS) ¥206,268 約銭 ¥0			

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
領 収 証  ビックカメラ ビックカメラ 本店パソコン館 電話番号 03-5956-1111			
民主ネット豊島区議団様			
¥6,890-			
(内、消費税等 ¥510-)			
お品物 (iPad キーボード) 代として 上記正に領収致しました。			
アプリから店舗の在庫を確認できます！			
2018/03/29/20:38 レジNo021/2152 取引No9403 販売員76579			
***配送 ***配送 伝票番号 #16277396 495310333222 TKFBP0681SV4 キーボード @¥6,380 ¥6,890 区0021 P_10=6,890 合 計 ¥6,890 (内、消費税等 ¥510) 点数 1			
お支払い ¥6,890 現金 ¥10,000 釣銭 ¥3,110			

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団				
MIZUHO みずほ銀行 ご利用ありがとうございます。 内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 お取引日 30--3-29 振込・振替先の口座番号 店番号 C お取引口座番号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>振込手数料</th><th>お取引金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>**216*****</td><td>*****5.400</td></tr> </tbody> </table> お取引内容 電信振込 お取引後残高 ***** 時刻 1120 利用手数料 023000-10500033 池袋 損金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ トシマケーブ*ルネットワーク (カ 様) ミンシュネットトシマクキ*タ*ン 様 03-3981-1111 モ子ム基本利用料 (3ヶ月) 5400円 振込手数料 216円 5501				振込手数料	お取引金額	**216*****	*****5.400
振込手数料	お取引金額						
216***	*****5.400						

※お振込みの際、お名前の前に 74827 と入力をお願い致します。

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
107,663 × 1/2 = 53,831 円			

○ 0000010 00001/00001 ○



KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目5番5号 KDDビル



発行年月日 DATE OF ISSUE 2018年 3月29日

171-0033
東京都豊島区高田1丁目17-18

藤本 欣士 様



05 50000010#-29C-AGKX11X

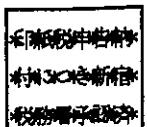
BS

支払証明書

証明書No. 0000000022

請求月	請求コード	お支払額(円)	うち消費税相当額(円)	収納年月日	備考
2017年 4月	0314819400	9,584	558	*****	クレジット会社決済分
2017年 5月	0314819400	10,006	589	*****	クレジット会社決済分
2017年 6月	0314819400	9,593	558	*****	クレジット会社決済分
2017年 7月	0314819400	9,619	560	*****	クレジット会社決済分
2017年 8月	0314819400	9,770	571	*****	クレジット会社決済分
2017年 9月	0314819400	9,581	557	*****	クレジット会社決済分
2017年10月	0314819400	9,588	558	*****	クレジット会社決済分
2017年11月	0314819400	8,286	561	*****	クレジット会社決済分
2017年12月	0314819400	8,290	562	*****	クレジット会社決済分
2018年 1月	0314819400	9,144	558	*****	クレジット会社決済分
2018年 2月	0314819400	7,286	487	*****	クレジット会社決済分
2018年 3月	0314819400	6,916	460	*****	クレジット会社決済分

合計(クレジット会社決済分除く)	0	0
合計(クレジット会社決済分)	107,663	6,579



平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
	事務所賃貸料 月額 ¥129,600 × 12 = ¥1,555,200 別添参照、 1/2分 = ¥777,600		

平成29年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

収入印紙

日本
政府

領 収 証

村上典子 様

月額金 129,600 円也

年間合計金 1,555,200 円也

但し 富士ビル6階部分事務所賃借契約に基づく賃料として。尚、
以下日付にて受領しました。

<入金日>

平成 29 年 4/28、5/30、6/27、7/31、8/30、9/29、10/31、11/30、12/28。

平成 30 年 1/30、2/28、3/29。

(賃貸人)

東京都豊島区千早1-15-1
有限会社 国司貿易
代表取締役 梶川 みき

平成29年度 政務活動費領収書等添付用紙

支払証明書

金 額 2,142 / 円

ただし、 ファイルボックス、 代 に要した経費

支払年月日 2018年3月30日 /

内 訳 明細別紙

上記のとおり支払われたことを証明します。

豊島区議会議長 様

会派名

民主ネット豊島区議団

代表者名

永野 裕子





NO : 18030034473277000001

領収書

民主ネット豊島区議団 様

発行日 : 2018

注文日 : 2018

領収日 : 2018

3,142円 (内 消費税 232円)

支払方法 クレジットカード【ボーナス一括】
但 品代として正に領収いたしました

株式会社ロフト

〒 102-0084

東京都千代田区二番町5番地25二番町セン

URL <http://www.loft.co.jp/>

ご注文明細

商品名	商品価格	数量	商品代金
ファイルボックス NEOS	350 円 (税抜)	5	
個別フォルダ NEOS A4 マチ30mm	140 円 (税抜)	4	
個別フォルダ NEOS A4 マチ15mm	120 円 (税抜)	5	
商品代金合計 (税抜)			
クーポン利用額			
配送料 (税抜)			
配送手数料 (税抜)			
別途送料 (税抜)			
お急ぎ店舗受取り手数料 (税抜)			
ギフトラッピング手数料 (税抜)			
宅配代引き手数料 (税抜)			

平成29年度 政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

支払証明書

金 額 230,47 円

ただし、ファグ ファグ に要した経費

支払年月日 2018年3月30日

内 訳 明細別紙

上記のとおり支払われたことを証明します。

豊島区議会議長 様

会派名 民主ネット豊島区議団

代表者名 永野 裕子





NO : 18030034473276000001

領収書

民主ネット豊島区購買 様

発行日 : 2018

注文日 : 2018

領収日 : 2018

23,047円 (内 消費税 1,707円)

支払方法 クレジットカード【ボーナス一括】

但 品代として正に領収いたしました

株式会社ロフト

〒 102-0084

東京都千代田区二番町5番地25二番町セン

URL <http://www.loft.co.jp/>

ご注文明細

商品名	商品価格	数量	商品代金
個別フォルダ NEOS A4 マチ30mm	140 円 (税抜)	5	
個別フォルダ NEOS A4 マチ15mm	120 円 (税抜)	2	
30周年限定バンカーズボックス	850 円 (税抜)	24	2
商品代金合計 (税抜)			
クーポン利用額			
配送料 (税抜)			
配送手数料 (税抜)			
別途送料 (税抜)			
お急ぎ店舗受取り手数料 (税抜)			
ギフトラッピング手数料 (税抜)			
宅配代引き手数料 (税抜)			

平成29年度 政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

支払証明書

金 額 90,620 円

ただし、携帯電話料 12ヶ月分 1/2 計上。 に要した経費

支払年月日 2017年4月1日～2017年3月8日

内 訳 2018年3月30日精算、明細別紙

上記のとおり支払われたことを証明します。

豊島区議会議長 様

会派名 民主ネット豊島区議団

代表者名 永野 裕子





〒170-0001
豊島区西巣鴨1丁目12-8-503

鈴木 裕子 様



018043201003272212

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0031
受付時間 9:00~20:00

〒170 豊島区東池袋3-16-3
-0013 アーバンネット池袋ビル

8515A01040001-000023

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2017年 4月分	16,121円	2017年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 5月分	15,075円	2017年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 6月分	14,935円	2017年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 7月分	14,860円	2017年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 8月分	16,243円	2017年 8月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 9月分	15,343円	2017年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年10月分	14,992円	2017年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年11月分	14,420円	2017年11月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年12月分	14,293円	2017年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 1月分	15,513円	2018年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 2月分	15,094円	2018年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 3月分	14,351円	2018年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	181,240円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2018年 4月 3日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

平成29年度 政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	民主ネット豊島区議団
-----	------	-----	------------

支払証明書

金 額 76,002 円

ただし、モバイルタブレットデータ使用料 / 2ヶ月分 に要した経費

支払年月日 2017年4月7日 ~ 2018年3月8日 2018年3月30日 精算

内 訳 明細別紙

上記のとおり支払われたことを証明します。

豊島区議会議長 様

会派名 民主ネット豊島区議団

代表者名 永野 裕子





〒170-0001
豊島区西巣鴨1丁目12-8-503

鈴木 裕子 様



018043201003272587

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0031
受付時間 9:00~20:00

〒170 豊島区東池袋3-16-3
-0013 アーバンネット池袋ビル

8515A01040001-000025

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2017年 4月分	4,678円	2017年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 5月分	4,678円	2017年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 6月分	4,678円	2017年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 7月分	4,678円	2017年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 8月分	4,679円	2017年 8月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年 9月分	12,619円	2017年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年10月分	4,679円	2017年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年11月分	4,679円	2017年11月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2017年12月分	4,679円	2017年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 1月分	16,599円	2018年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 2月分	4,678円	2018年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2018年 3月分	4,678円	2018年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	76,002円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2018年 4月 3日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務所賃貸借契約書

富士ビル 6階

<新規>

賃貸人 有限会社国司貿易 様

賃借人 村上 典子 様

(始期) 平成 27 年 7 月 1 日

(終期) 平成 29 年 6 月 30 日

事務所貸借契約書

貸 貸 人 有限会社国司貿易（以下、甲という）と

賃借人 村上 典子 (以下、乙という) は

連帯保証人 [REDACTED] は

以下の通り賃貸借契約（以下、本契約という）を締結した。

第 1 条 (賃貸借物件の表示)

22

名 称 富士ビル

所在地 東京都豊島区千早 1-15-17

構造 鉄骨造 地上8階建

階数・面積 6階部分 49.52 m² (約 15 坪)

第 2 条 (貸貸借期間と更新)

貸借契約期間は平成27年7月1日から平成29年6月30日までの満2年間とする。

但し上記契約期間満了時に甲、乙ともに異議のない場合、乙は甲に新賃料の1ヶ月分支払うことにより、さらに2年間更新するものとする。以後の契約満了についてもこの例に準ずるものとする。

第 3 条 (使用目的)

乙は本物件を 事務所(豊島・生活者ネットワーク)以外の目的に使用してはならない。

第 4 条 (賃料等及び共益費)

(1) 賃料は月額金 110,000 円也 (別途消費税)、共益費は月額金 10,000 円也 (別途消費税) とし、合計金 120,000 円也 (別途消費税) を、乙は毎月末日までにその翌月分を下記に指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。尚、振込手数料は乙の負担とする。

振込先：

(2) 計算期間が1ヶ月に満たないときの金額は日割り計算とする。

(3) 乙は賃料及び共益費の他に貸室内の光熱費等の実費、水道代月額金 1,500 円也 を負担することとし、(1) 項同様の方法により甲に支払うものとする。

第 5 条 (賃料の変更)

賃料及び共益費は物価の変動、賃料相場の変動、経済情勢の変化、公租公課等の増減、あるいは近隣事例に比較して不相当となった場合等により変更する必要がある場合には、賃貸借期間内でも甲乙協議の上これを変更することができる。

第 6 条 （敷金）

- (1) 乙は本契約締結と同時に敷金として金 0 円也を甲に預託する。但し、敷金は無利息とする。
- (2) 乙が賃料の延滞その他本契約上の債務の履行を怠ったときは、甲は何等の催告を要しないで敷金をこれに充当できる。この場合、乙は甲から充当の通知を受けた日から7日以内に敷金の不足分を補填しなければならない。
- (3) 乙は本契約中は敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することができない。
- (4) 乙は本契約に基づく敷金返還請求権につき譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (5) 解約その他により本契約が終了した場合、乙の甲に対する一切の債務の弁済に充当した後、本物件の明渡し完了後速やかに敷金の残額を甲から乙に直接返還する。

第 7 条 （禁止事項）

乙は次にかがげる行為をしてはならない。

- (1) 甲の承諾なしに本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡し、または転貸すること。
- (2) 本物件内に第三者を同居させ、若しくは乙以外の在室名義を表示すること。
- (3) 本物件使用に際し危険、不潔その他近隣に迷惑を及ぼし、または建物に損害を加え、若しくはそれらの恐れのある行為。

第 8 条 （借主の管理義務）

- (1) 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 甲が建物管理上、館内規則及び注意事項を定めて通知したときは、乙はこれを守らなければならない。
- (3) 乙はテナント総合保険等に参加するものとする。

第 9 条 （賠償責任）

- (1) 乙またはその代理人、使用人、来訪者等が故意または過失により甲に損害を与えた場合は、乙においてこれを賠償しなければならない。
- (2) 乙またはその代理人、使用人、来訪者等が故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、乙において全責任をもって処理し、甲になんらの負担をかけない。

第10条 （免 責）

火災、震災、水害、盗難等不可抗力により生じた乙の損害については、甲はその責を負わない。

第11条 （原状変更）

乙が本物件の模様替え、付属設備の新設、その他原状を変更しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。尚、費用は乙の負担とする。

第12条 (修繕)

- (1) 甲は本物件の構造体部分(屋根・外壁・構造壁)及び甲の設置した付属設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
- (2) 貸室内の修繕、塗装替え等は原則として乙が行うものとし、その費用も乙の負担とする。
- (3) 乙は貸室内に修繕を要する箇所が生じたときは、その費用が乙の負担に属する場合と否とを問わず遅滞なく甲に通知し、乙の負担に負いて修繕する場合にも予め甲の承諾を得た上、甲の指示に従って修繕しなければならない。

第13条 (施設の点検)

甲及び甲の代理人、使用人は建物諸造作、諸設備の点検または修繕、防火、盗難防止等のために必要があるときは、予め乙に通知した上本物件内に立ち入り、適当な措置を講ずることができる。但し、非常の場合、甲が予め乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。

第14条 (造作買取請求権等)

乙は本物件明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず本物件内の諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求または移転立退き料等一切の請求をすることはできない。また本物件内に自己の費用をもって設置した諸造作及び設備の買取を甲に請求することはできない。

第15条 (賃貸借期間内の解約の予告)

賃貸借期間内に本物件を解約しようとするときは、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前迄にそれぞれ書面により相手方に意思表示する。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を支払い、即時解約することができる。

第16条 (契約解除)

乙が次の各号の一つでも該当するときは、甲は何等の催告を要しないで本契約を解除することができる。この場合、甲が損害を蒙ったときは乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃料または共益費の支払いを2ヶ月分以上遅滞したとき。
- (2) 差押、仮差押若しくは仮処分 of 執行を受け、または会社整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算の申し立てがあり、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 乙またはその使用人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- (4) 第24条の確約に反する事実が判明したとき。
- (5) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (6) 本物件を反社会的勢力等またはその構成員に使用させたとき。
- (7) 乙またはその代理人、使用人等の故意または過失により、本物件を著しく毀損

- しあるいは火災を発生せしめたとき。
- (8) 第3条、第7条に違反したとき。
- (9) その他本契約に違反する行為があったとき。

第17条 (原状回復等)

本契約が終了し、乙が本物件を明渡す場合には、次の定めに従うものとする。

- (1) 本契約終了と同時に乙は本物件に設置した造作その他設備及び乙の所有物を自己の費用をもって収去し、かつ本物件及び付属設備の破損箇所を自己の費用をもって修理し、本物件を原状に復して甲に明渡すものとする。この場合、乙が遅滞なく原状回復の処置をとらなかったときは、甲は乙の費用をもってこの処置をとることができる。
- (2) 乙の希望により甲が設置した甲の所有物について、甲の指示があった場合は、乙は自己の費用をもってこれを取り外し甲に引き渡すものとする。
- (3) 乙が本物件を明渡した後に本物件内に残置した乙の所有物があるときは、乙が所有権を放棄したものとみなし、甲は任意にこれを処分することができる。
- (4) 本契約終了後に乙が本物件を明渡さないときは、乙は契約終了の日の翌日から明渡し完了までの期間につき賃料の倍額相当額の損害金を甲に支払わなければならない。

第18条 (承諾の方法)

本契約において乙が甲の承諾を要する事項は、すべて書面によるものとする。

第19条 (名義変更等)

乙が本契約締結当時の名称を変更したり、合併、営業目的その他組織または営業上重要な変更をする場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

第20条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は本契約に基づく乙の負担する一切の債務履行に関して、乙と連帯してその責に任ずる。
- (2) 本契約が更新された場合においても、連帯保証人の前項の債務は新条件に基づいてなお存続する。
- (3) 連帯保証人が差押、仮処分、破産の申し立てまたは刑事の訴追等を受け、その他連帯保証人として不適当な事由が生じたときは、乙は甲に直ちにこれを通知し、かつ遅滞なく甲の要求する連帯保証人を立てなければならない。

第21条 (公正証書)

本契約は公正証書に作成することができるものとし、その費用は甲乙折半とする。

第22条 (裁判管轄)

甲乙間において、万一法的紛争が発生した場合には、甲の住所地を管轄する地方裁判所

を専属管轄裁判所とする。

第23条 (その他)

本契約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、関係法規または一般慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第25条 (特約事項)

- (1) 甲は、本物件所有者陳一心からの委託により、サブリース契約を合意締結し、本物件を第三者への転貸契約を承認されている。
- (2) 乙が自転車を1階エントランス部分に置くときは、1台につき金 2,000 円也を甲に支払うものとする。
- (3) 本契約を更新する場合は、乙は本契約第2条に記載する更新料を支払うことにする。
- (4) 契約期間中に消費税の変動があった場合、乙は変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。
- (5) 本契約は敷金の無しの賃貸借となるため、本契約第6条(敷金)は該当しない。
- (6) 本物件は床・壁・天井の交換・塗装をしないで現況にて引き渡すものとし、乙の退去に伴う明け渡し時も、その交換・塗装工事の必要は無いものとする。
- (7) 本契約締結時点で、本建物の7階にエクササイズスタジオ(教室)が入居し、そのレッスン使用中は騒音及び振動が出ることを乙は予め承知する。
- (8) 本物件で、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用をきたす薬物等を販売、譲渡、製造、栽培、吸引、展示等の目的のために所得しないこととする。本条文に違反及び虚偽の申告をした場合は、催告と要せずの即時に契約解除とする。

以下余白

本契約締結の証として本書正本2通を作成し、甲乙それぞれ一通を保有する。

契約締結日 平成 年 月 日

賃 貸 人

(甲)

東京都豊島区千早1-15-17

有限会社国司貿易

代表取締役 梶川みき

賃 借 人

(乙)

東京都豊島区要町3-5-16

村上典子

連帯保証人

仲介立会人

太陽土地住宅株式会

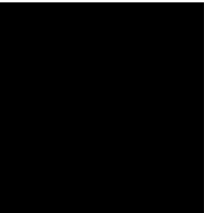
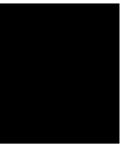
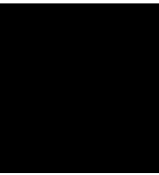
代表取締役 岩崎

東京都豊島区西池袋1-25-

東京都知事(13)第20122号

東京都知事 第170705号

宅建取引士 岩崎 崇



事務所賃貸借契約書

富士ビル 6階

<更新>

賃貸人 有限会社国司貿易 様

賃借人 村 上 典 子 様

(始期) 平成 29 年 7 月 1 日

(終期) 平成 31 年 6 月 30 日

事務所貸貸借契約書 (更新)

貸 貸 人 有限会社国司貿易（以下、甲という）と
 貸 借 人 村上 典子（以下、乙という）は
 連帯保証人 XXXXXXXXXX は
 以下の通り貸貸借契約（以下、本契約という）を締結した。

第 1 条 (賃貸借物件の表示)

記

名 称	富士ビル
所 在 地	東京都豊島区千早1-15-17
構 造	鉄骨造 地上8階建
階数・面積	6階部分 49.52 m ² (約15坪)

第 2 条 (貸借期間と更新)

賃貸借契約期間は平成29年7月1日から平成31年6月30日までの満2年間とする。但し上記契約期間満了時に甲、乙ともに異議のない場合、乙は甲に新賃料の1ヶ月分支払うことにより、さらに2年間更新するものとする。以後の契約満了についてもこの例に準ずるものとする。

第 3 条 (使用目的)

乙は本物件を 事務所（豊島・生活者ネットワーク）以外の目的に使用してはならない。

第 4 条 (賃料等及び共益費)

(1) 賃料は月額金 110,000 円也(別途消費税)、共益費は月額金 10,000 円也(別途消費税) とし、合計金 120,000 円也(別途消費税)を、乙は毎月末日までにその翌月分を下記に指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。尚、振込手数料は乙の負担とする。

振込先：

(2) 計算期間が1ヶ月に満たないときの金額は日割り計算とする。

(3) 乙は賃料及び共益費の他に貸室内の光熱費等の実費、水道代月額金 1,500 円也 を負担することとし、(1) 項同様の方法により甲に支払うものとする。

第 5 条 (賃料の変更)

賃料及び共益費は物価の変動、賃料相場の変動、経済情勢の変化、公租公課等の増減、あるいは近隣事例に比較して不相当となった場合等により変更する必要がある場合には、賃貸借期間内でも甲乙協議の上これを変更することができる。

第 6 条 （敷金）

- (1) 乙は本契約締結と同時に敷金として金 0 円也を甲に預託する。但し、敷金は無利息とする。
- (2) 乙が賃料の延滞その他本契約上の債務の履行を怠ったときは、甲は何等の催告を要しないで敷金をこれに充当できる。この場合、乙は甲から充当の通知を受けた日から7日以内に敷金の不足分を補填しなければならない。
- (3) 乙は本契約中は敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することができない。
- (4) 乙は本契約に基づく敷金返還請求権につき譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (5) 解約その他により本契約が終了した場合、乙の甲に対する一切の債務の弁済に充当した後、本物件の明渡し完了後速やかに敷金の残額を甲から乙に直接返還する。

第 7 条 （禁止事項）

乙は次にかがげる行為をしてはならない。

- (1) 甲の承諾なしに本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡し、または転貸すること。
- (2) 本物件内に第三者を同居させ、若しくは乙以外の在室名義を表示すること。
- (3) 本物件使用に際し危険、不潔その他近隣に迷惑を及ぼし、または建物に損害を加え、若しくはそれらの恐れのある行為。

第 8 条 （借主の管理義務）

- (1) 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 甲が建物管理上、館内規則及び注意事項を定めて通知したときは、乙はこれを守らなければならない。
- (3) 乙はテナント総合保険等に参加するものとする。

第 9 条 （賠償責任）

- (1) 乙またはその代理人、使用人、来訪者等が故意または過失により甲に損害を与えた場合は、乙においてこれを賠償しなければならない。
- (2) 乙またはその代理人、使用人、来訪者等が故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、乙において全責任をもって処理し、甲になんらの負担をかけない。

第 10 条 （免 責）

火災、震災、水害、盗難等不可抗力により生じた乙の損害については、甲はその責を負わない。

第 11 条 （原状変更）

乙が本物件の模様替え、付属設備の新設、その他原状を変更しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。尚、費用は乙の負担とする。

第12条 (修繕)

- (1) 甲は本物件の構造体部分（屋根・外壁・構造壁）及び甲の設置した付属設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
- (2) 貸室内の修繕、塗装替え等は原則として乙が行うものとし、その費用も乙の負担とする。
- (3) 乙は貸室内に修繕を要する箇所が生じたときは、その費用が乙の負担に属する場合と否とを問わず遅滞なく甲に通知し、乙の負担において修繕する場合にも予め甲の承諾を得た上、甲の指示に従って修繕しなければならない。

第13条 (施設の点検)

甲及び甲の代理人、使用人は建物諸造作、諸設備の点検または修繕、防火、盗難防止等のために必要があるときは、予め乙に通知した上本物件内に立ち入り、適当な措置を講ずることができる。但し、非常の場合、甲が予め乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。

第14条 (造作買取請求権等)

乙は本物件明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず本物件内の諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求または移転立退き料等一切の請求をすることはできない。また本物件内に自己の費用をもって設置した諸造作及び設備の買取を甲に請求することはできない。

第15条 (賃貸借期間内の解約の予告)

賃貸借期間内に本物件を解約しようとするときは、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前迄にそれぞれ書面により相手方に意思表示する。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を支払い、即時解約することができる。

第16条 (契約解除)

乙が次の各号の一つでも該当するときは、甲は何等の催告を要しないで本契約を解除することができる。この場合、甲が損害を蒙ったときは乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃料または共益費の支払いを2ヶ月分以上遅滞したとき。
- (2) 差押、仮差押若しくは仮処分の執行を受け、または会社更生、民事再生、破産、特別清算の申し立てがあり、または銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 乙またはその使用人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- (4) 第24条の確約に反する事実が判明したとき。
- (5) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (6) 本物件を反社会的勢力等またはその構成員に使用させたとき。
- (7) 乙またはその代理人、使用人等の故意または過失により、本物件を著しく毀損しあるいは火災を発生せしめたとき。

- (8) 第3条、第7条に違反したとき。
- (9) その他本契約に違反する行為があったとき。

第17条 (原状回復等)

本契約が終了し、乙が本物件を明渡す場合には、次の定めに従うものとする。

- (1) 本契約終了と同時に乙は本物件に設置した造作その他設備及び乙の所有物を自己の費用をもって収去し、かつ本物件及び付属設備の破損箇所を自己の費用をもって修理し、本物件を原状に復して甲に明渡すものとする。この場合、乙が遅滞なく原状回復の処置をとらなかったときは、甲は乙の費用をもってこの処置をとることができる。
- (2) 乙の希望により甲が設置した甲の所有物について、甲の指示があった場合は、乙は自己の費用をもってこれを取り外し甲に引き渡すものとする。
- (3) 乙が本物件を明渡した後に本物件内に残置した乙の所有物があるときは、乙が所有権を放棄したものとみなし、甲は任意にこれを処分することができる。
- (4) 本契約終了後に乙が本物件を明渡さないときは、乙は契約終了の日の翌日から明渡し完了までの期間につき賃料の倍額相当額の損害金を甲に支払わなければならない。

第18条 (承諾の方法)

本契約において乙が甲の承諾を要する事項は、すべて書面によるものとする。

第19条 (名義変更等)

乙が本契約締結当時の名称を変更したり、合併、営業目的その他組織または営業上重要な変更をする場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

第20条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は本契約に基づく乙の負担する一切の債務履行に関して、乙と連帯してその責に任ずる。
- (2) 本契約が更新された場合においても、連帯保証人の前項の債務は新条件に基づいてなお存続する。
- (3) 連帯保証人が差押、仮処分、破産の申し立てまたは刑事の訴追等を受け、その他連帯保証人として不適当な事由が生じたときは、乙は甲に直ちにこれを通知し、かつ遅滞なく甲の要求する連帯保証人を立てなければならない。

第21条 (公正証書)

本契約は公正証書に作成することができるものとし、その費用は甲乙折半とする。

第22条 (裁判管轄)

甲乙間において、万一法的紛争が発生した場合には、甲の住所地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第23条 (その他)

本契約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、関係法規または一般慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第25条 (特約事項)

- (1) 甲は、本物件所有者陳一心からの委託により、サブリース契約を合意締結し、本物件を第三者への転貸契約を承認されている。
- (2) 乙が自転車を1階エントランス部分に置くときは、1台につき金 2,000 円 也を甲に支払うものとする。
- (3) 本契約を更新する場合は、乙は本契約第2条に記載する更新料を支払うことにする。
- (4) 契約期間中に消費税の変動があった場合、乙は変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。
- (5) 本契約は敷金の無しの賃貸借となるため、本契約第6条（敷金）は該当しない。
- (6) 本物件は床・壁・天井の交換・塗装をしないで現況にて引き渡すものとし、乙の退去に伴う明け渡し時も、その交換・塗装工事の必要は無いものとする。
- (7) 本契約締結時点で、本建物の7階にエクササイズスタジオ（教室）が入居し、そのレッスン使用中は騒音及び振動が出ることを乙は予め承知する。
- (8) 本物件で、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用をきたす薬物等を販売、譲渡、製造、栽培、吸引、展示等の目的のために所持しないこととする。本条文に違反及び虚偽の申告をした場合は、催告と要せずの即時に契約解除とする。

以下余白

本契約締結の証として本書正本2通を作成し、甲乙それぞれ一通を保有する。

契約締結日 平成29年6月15日

貸 貸 人

(甲)

東京都豊島区千早1-15-17

有限会社国司貿易

代表取締役 梶川みき

貸 借 人

(乙)

東京都豊島区要町3-5-16
村土典

連帯保証人

仲介立会人

太陽土地住宅株式会社
代表取締役 岩崎 崇
東京都豊島区西池袋1-25-1
東京都知事(13)第20122号

東京都知事 第170705号
宅地建物取引士 岩崎 崇

